

---

## 7 1 4 1. 申告添付登録

---

業務コード	内 容
MSX	申告添付登録

## 1. 業務概要

システムに登録した以下の申告手続き（以下、各申告という。）に係る通関関係書類を申告等番号ごとに添付ファイルで登録する。

申告手続き	
輸入	輸入申告等（IDC/SWC）
	輸入マニフェスト通関申告（MIC）
	機用品蔵入承認申請（CTC）
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）
輸出	輸出申告等（EDC）
	輸出マニフェスト通関申告（MEC）
	別送品輸出申告（UEC）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更申請を含む。）（EAC/EAMO1）
	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
	別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

○ はNACCSにおける業務コード

本業務で登録された添付ファイルに紐づく申告が「書類審査扱い」または「検査扱い」に選定されている場合は、税関に添付ファイルが登録された旨の通知が出力され、「申告添付取だし（MSZ）」業務にて添付ファイルの取だしが行われ、審査が行われる。

## 2. 入力者

- (1) Sea-NACCSの場合  
通関業
- (2) Air-NACCSの場合  
代理店、通関業、混載業、航空会社

## 3. 制限事項

- ①添付ファイルの合計サイズが3MB以内であること。
- ②添付ファイルの数が10ファイル以内であること。

## 4. 入力条件

- (1) 入力項目チェック
  - (A) 単項目チェック  
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
  - (B) 項目間関連チェック  
なし。
- (2) 入力者チェック
  - ①システムに登録されている利用者であること。
  - ②入力者が各申告における事項登録者、申告者または許可後変更事項登録者であること。
- (3) 添付ファイルチェック
  - ①添付ファイルが存在すること。
  - ②ファイル名が定められた形式であること。（詳細は、後述7.（2）を参照）
  - ③ファイル名が重複していないこと。
- (4) 添付書類管理区分DBチェック  
登録された添付ファイルの書類区分が添付書類管理区分DBに登録されていること。

(5) 添付ファイル管理DBチェック

入力された申告等番号が添付ファイル管理DBに存在しないこと。

(6) 各申告DBチェック

(A) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①申告等番号が輸入申告DBに存在すること。
- ②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。ただし、特例申告に対して添付ファイルを登録する場合は、輸入（引取）申告の審査終了後であっても登録可能とする。
- ③審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、**通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定**されていること。ただし、特例申告に対する添付ファイル登録の場合は、輸入（引取）申告の審査区分が「簡易審査扱い」であっても登録可能とする。
- ④BP承認申請に係る申告番号が入力された場合は、以下であること。
  - ・BP承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、BP承認がされていないこと。
  - ・BP承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、**通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定**されていること。
  - ・BP承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」の場合で、BP承認後に輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、IBPという。）がされている場合は、IBPに係る審査終了がされていないこと。
- ⑤IBPに係る申告番号が入力された場合は、IBPに係る審査終了がされていないこと。
- ⑥税関により以下の登録がされていないこと。
  - ・「輸入申告等手作業移行」
  - ・「輸入申告等撤回」
  - ・「特例申告手作業移行」

(B) 輸入マニフェスト通関申告DBチェック（Air-NACCSのみ）

入力された申告等番号が、輸入マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①申告等番号が輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- ②本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
- ③審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。
- ④税関により以下の登録がされていないこと。
  - ・「輸入申告等手作業移行」
  - ・「輸入申告等撤回」

(C) 機用品蔵入承認DBチェック（Air-NACCSのみ）

入力された申告等番号が、機用品蔵入承認に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①申告等番号が機用品蔵入承認DBに存在すること。
- ②審査区分が「書類審査扱い」の場合は、機用品蔵入承認がされていないこと。
- ③税関により「機用品蔵入承認申請撤回」の登録がされていないこと。

(D) 移出輸入申告DBチェック

入力された申告等番号が、石油製品等移出（総保出）輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①申告等番号が移出輸入申告DBに存在すること。
- ②移出輸入許可がされていないこと。

③税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「輸入申告等手作業移行」
- ・「輸入申告等撤回」

(E) 輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 共通チェック

- ①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
- ②税関により以下の登録がされていないこと。
  - ・「輸出等申告手作業移行」
  - ・「輸出等申告撤回」
  - ・「輸出取止再輸入許可」
  - ・「積戻し取止」
  - ・「特定輸出許可取消」
  - ・「輸出等許可後の手作業移行」
  - ・「数量変更」(Air-NACCSのみ)

(b) 輸出等申告に係る申告番号が入力された場合

- ①審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出等許可がされていないこと。
- ②審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類(原紙)または通関関係書類の提出要と判定されていること。
- ③審査区分が「簡易審査扱い」で、かつ輸出許可内容変更申請事項登録が行われている場合は、許可登録識別「T」が入力されていること。

(c) 輸出許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合

- ①輸出許可内容変更申請事項登録後に、輸出許可内容変更申請が行われていること。
- ②輸出許可内容変更申請承認がされていないこと。

(F) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック (Air-NACCSのみ)

入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 共通チェック

- ①申告等番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- ②税関により以下の登録がされていないこと。
  - ・「輸出等申告手作業移行」
  - ・「輸出等申告撤回」
  - ・「輸出取止再輸入許可」
  - ・「輸出等許可後の手作業移行」
  - ・「数量変更」

(b) 輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号が入力された場合

- ①本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
- ②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出マニフェスト通関申告に係る輸出許可がされていないこと。

(c) 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合

- ①輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請承認がされていないこと。

(G) 別送品輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 共通チェック

- ①申告等番号が別送品輸出申告DBに存在すること。

- ②税関により以下の登録がされていないこと。
  - ・「別送品輸出申告手作業移行」
  - ・「別送品輸出申告撤回」
  - ・「別送品輸出取消再輸入許可」
  - ・「別送品輸出許可後の手作業移行」
  - ・「数量変更」(Air-NACCSのみ)
- (b) 別送品輸出申告に係る申告番号が入力された場合
  - ①本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
  - ②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、別送品輸出許可がされていないこと。
- (c) 別送品輸出許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合
  - ①別送品輸出許可内容変更申請事項登録後に、別送品輸出許可内容変更申請が行われていること。
  - ②別送品輸出許可内容変更申請承認がされていないこと。
- (H) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック (Sea-NACCSのみ)
 

入力された申告等番号が、本船ふ中扱い承認申請に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

  - ①申告等番号が本船ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
  - ②審査区分が「書類審査扱い」の場合は、本船・ふ中扱い承認がされていないこと。(承認後に本船・ふ中扱い承認申請変更が行われている場合を除く。)
  - ③税関により以下の登録がされていないこと。
    - ・「本船・ふ中扱い承認申請手作業移行」
    - ・「本船・ふ中扱い承認申請撤回」
    - ・「本船・ふ中扱い承認取消」

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

### (2) 添付ファイル管理DB処理

①システムで添付番号を払い出し、添付ファイルごとにファイル通番を払い出す。

②各申告DBより申告情報を登録する。

### (3) 通知先決定処理

各申告DBに登録された税関官署、部門及び審査区分より添付情報通知の送付先税関利用者を決定する。

### (4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

## 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
添付情報通知情報	各申告にて、以下のいずれかの情報を出力した場合 ①輸入申告等情報（レコーダ） ②輸入マニフェスト通関申告情報（レコーダ） ③移出輸入申告等情報（レコーダ） ④輸出申告等情報（レコーダ） ⑤輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ） ⑥本船・ふ中扱い承認申請情報（レコーダ）	税関（通関担当部門）
	別送品輸出申告情報（レコーダ）を出力した場合	税関（別送品担当部門）

## 7. 特記事項

- (1) 添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。
- (2) 添付ファイル名の形式は以下とする。
  - ①50バイト以内であること。（拡張子含む。）
  - ②以下のいずれかの文字であること。
    - ・半角英数字（小文字可）
    - ・ハイフン（半角）
    - ・アンダーバー（半角）
    - ・ピリオド（拡張子のみ）
- (3) 添付ファイル電文の詳細は、「EDI仕様書 3. 2. 2 添付ファイル電文」を参照。